

市民参加実施予定シート

予 定
 平成27年2月1日時点

担当課(健康増進課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	歯と口腔の健康づくりに関する条例の策定	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・歯科保健サービスを拡充することで、市民は歯科保健サービスを受けられる機会が増える。 ・歯科の疾患は全身疾患(肺炎、糖尿病等)と関係があると言われることから、歯科疾患の予防及び早期治療、適切な口腔ケアによって全身の健康が保持される。 ・健康都市宣言を後押しすることにより、市民の健康への意識が高まる。 <デメリット> ・特に無し。
名称	流山市歯と口腔の健康づくり推進条例(案)の制定について		
概要	市民の歯と口腔の健康づくりを推進することによって、生涯にわたり、元気にすごせるようにすることを目的とする条例を制定する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)				
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数 実施	審議会等	H26 1/27、2/10	医療や福祉などの関係者	福祉施策審議会
	パブリックコメント手続	H26 3/3～4/2	すべての年代	
	意見交換会			
	公聴会			
	政策提案制度			
その他				

(1) 実施方法
 パブリックコメント: 条例制定による市民への影響は広範囲にわたるものであり、多くの市民(特に小さいお子さんをもつ保護者、障がい者や寝たきりの方を抱える家族の方など幅広く)の意見を聴取するため。
 審議会: この条例は歯の健康づくりを推進するため医療関係者が関わる内容となっている。歯科医師以外にも医師及び福祉関係者から歯科に対する専門的な意見を聴取したいため。
 (2) 実施時期
 平成26年7月1日に施行予定のため(6月議会上程)

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成24年度		平成25年度												平成26年度	
4～9月	10～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10～3月
												↔ 福祉施策審議会			
													↔ パブリックコメント		

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由